

日本再生歯科医学会会則

2003年10月14日制定
2004年9月4日一部改正
2006年9月10日一部改正
2009年9月12日一部改正
2016年7月18日一部改正
2017年2月25日一部改正

第1章 総則

(名 称)

第1条

本会は日本再生歯科医学会と称する。なお、英文名は **Japanese Association of Regenerative Dentistry (JARD)**と称する。

(目 的)

第2条

本会は再生歯科医学に関する研究，臨床応用，および関連する教育ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第3条

本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究発表会，講演会の開催
- (2) 講習会，見学会および懇親会の開催
- (3) 機関誌および学術図書，名簿，その他印刷物の刊行
- (4) 調査研究
- (5) 関連諸学会ならびに諸機関との連絡および協力
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第4条

本会の会員は以下に該当する者をもって組織する。

(1) 正会員

再生歯科医学に関する学識経験を有する者で，本会の目的に賛同する者。

(2) 法人会員

本会の目的事業に賛同する法人または団体.

(3) 名誉会員

本会の目的達成に多大の貢献を果たし、理事会の推戴を経た者.

(4) 学生会員

学部学生や専門学校生などの学生で本会の目的に賛同する者.

(5) 外国会員

海外に在住する者で本会の目的に賛同する者.

(6) 購読会員

本会が刊行する機関誌の購読を希望する図書館またはメディアセンター等.

第5条 入会および会費

1. 入 会

本会に入会するには、所定の入会申込書と入会金、年会費を添えて事務局に提出した後理事会の承認を受けなければならない.

入会金、年会費は別に定める.

2. 会費の返納

いかなる理由があっても既納の会費は返還しない.

第6条 資格喪失

1. 会員は次の事由によってその資格を喪失する.

(1) 退会の届けが提出されたとき.

(2) 死亡したとき.

(3) 会費を滞納したとき. この場合、退会前年までの会費を支払うものとする.

(4) 本会の会則または内規に違反する行為があったとき.

(5) 本会の事業を妨害し、または本会の名誉を著しく損なう行為があったとき.

第7条 学会賞

本会の学術分野で優秀と認められた会員には、理事会の推薦により会長が学会賞を授与する.

第4章 役員および評議員

(役 員)

第8条

本会には次の役員をおく.

(1) 理事 30 名以上 60 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

理事のうち 1 名を会長，3 名以内を副会長とし，常任理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第 9 条

(1) 理事および監事は理事会において推薦をおこない総会において選任する。

(2) 会長は評議員会において選挙によって選出する。

(3) 副会長，常任理事は理事会の承認を得て，会長がこれを委嘱する。

(4) 監事は理事を兼ねてはならない。

(役員職務)

第 10 条

(1) 会長は本会を代表し，会務を統括し，理事会，評議員会および総会を招集議長となる。

(2) 副会長は会長を補佐し，会長に事故があるとき，または欠けた時はその職務を代理・代行する。

(3) 常任理事は執行機関である常任理事会を組織し，理事会，評議員会ならびに総会に諮るべき事項，その他会長から示された重要な会務について審議，決定する。

(4) 理事は執行機関である理事会を組織し，議決機関である評議員会ならびに総会に諮るべき事項，その他会長から示された重要な会務について審議，決定する。

(5) 監事は事業内容と会計を監査する。

(役員任期)

第 11 条

役員任期は 4 月 1 日より 3 年間とし，再任は妨げない。ただし，会長は連続 2 期を限度とする。

補欠のため就任した役員は，その前任者の残任期間とする。

(評議員)

第 12 条

(1) 評議員は 100 名以内とする。

(2) 評議員は理事会において会員の中から選出し，会長がこれを委嘱する。

(3) 評議員の任期は 3 年とし，再任を妨げない。

第5章 会 議

(会議の種類)

第 13 条

会議は総会，常任理事会，理事会，評議員会，編集委員会，認定医審議委員会，指導医審議委員会とする。その他の会議は会長が定める。

(総 会)

第 14 条

- (1) 総会を通常総会および臨時総会とする。
- (2) 通常総会は，年 1 回開催し，臨時総会は必要に応じ開催する。
- (3) 総会は，全会員をもって組織し，議事は出席者の過半数の賛成によって議決する。

(議会に附議する事項)

第 15 条

次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画
- (3) 入会金，会費
- (4) 役員の変更
- (5) 予算および決算
- (6) その他重要な事項

(常任理事会)

第 16 条

常任理事会は，会長，副会長および常任理事をもって構成し会長が開催する。

(理事会)

第 17 条

理事会は，会長，副会長および理事をもって構成し会長が開催する。

(評議員会)

第 18 条

評議員会は，評議員で構成し会長が随時開催する。なお，議事は出席者の過半数の賛成によって議決する。

第6章 資産および会計

第19条

本会の資産は次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金, その他の収入

第7章 認定医ならびに指導医

(認定医・指導医)

第20条

本会に認定医制度ならびに指導医制度を設ける。

第21条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり, 翌年3月31日に終る。

諸規定

日本再生歯科医学会の表彰に関する規定

(趣旨)

第8条 会則第7条で定められた本会の学術分野で優秀と認められた会員には学会賞を授与する。

(種類)

第8条 賞の種類は次の通りとする。

- (1) 日本再生歯科医学会学会賞
学会活動に大きな功績のあった者に授与する。
- (2) 日本再生歯科医学会論文賞
すぐれた学術論文を本学会機関誌に発表した者を表彰する。
- (3) その他、学会長ならびに大会長がとくに定める賞。

(選考)

第8条 各賞の選考資格および選考方法は、別に内規で定める。

(表彰)

第8条 各賞の受賞者には、各年度の総会・学術講演会等において表彰する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の決定をもって行う。

付則

この規定は、2004年9月4日から施行する。

日本再生歯科医学会学会賞内規

(趣旨)

1. 本学会活動に功労のある者を表彰するために本内規を設ける。

(資格)

2. 本学会にかかわる学術研究、教育活動、学会活動に大きな貢献があった者。

(選出方法)

3. 学会長の指名で理事 5 名からなる表彰委員会を置き、委員の投票により受賞候補者を決定し理事会で承認を得る。なお、表彰委員会は表彰後に解散する。

(表彰)

4. 学会賞受賞者には学会長から賞状を授与する。

付則

この規定は、2004 年 9 月 4 日から施行する。

日本再生歯科医学会学会論文賞内規

(趣旨)

1. 本学会の学問領域で学術的に有益であると認められた論文を表彰するために本内規を設ける。

(資格)

2. 本学会機関誌への論文掲載時ならびに受賞時に会員で筆頭著者であること。

(選出方法)

3. 編集委員長からなる論文賞選考委員会を置き、決定する。論文賞選考委員会は選考理由を付けて学会長に報告し承認を得る。

(表彰)

4. 論文賞受賞者には学会長から賞状を授与する。

付則

この規定は、2004 年 9 月 4 日から施行する。

日本再生歯科医学会入会金に関する規定

日本再生歯科医学会の入会金は一律に 2,000 円とする。但し、2020 年までは入会促進期間として暫定的に無料とする。

日本再生歯科医学会年会費に関する規定

年会費は次の通りとする。

- (1) 正会員 7,000 円
- (2) 法人会員 1 口 20,000 円 (1 口以上とする。)
- (3) 学生会員 無料
(専攻生等別に職業を持つ者は正会員として、学生会員には含まれない。)
- (4) 外国会員 無料
(ただし、海外在住者で機関誌送付を希望する場合は年間郵送料 20 米ドル。)
- (5) 購読会員 7,000 円
名誉会員は年会費を納めることを要しない。

日本再生歯科医学会機関誌編集委員会内規

(編集委員会)

日本再生歯科医学会編集委員会を置き、会長の指名した理事が編集委員長となる。委員は委員長の指名とする。

(書籍)

1. 日本再生歯科医学会は以下の書籍および電子媒体を発行する。
 - 1) 和文雑誌：「日本再生歯科医学会誌」
英文名“Journal of the Japanese Association of Regenerative Dentistry”
 - 2) 英文雑誌：“Journal of Oral Tissue Engineering”
 - 3) その他の雑誌および本などのメディア媒体（電子媒体を含む。)

(雑誌の配布)

本学会の和英両機関誌は会員に無料配布する。なお、非会員は編集委員会が定めた定価で購入できる。

(著作権)

本学会が発行するすべての著作物は原則として日本再生歯科医学会に帰属する。

付則

この規定は、2003 年 12 月 30 日から施行する。

日本再生歯科医学会ホームページ倫理内規

(<http://www.jarde.jp/>)

ホームページ掲載内容には万全の注意（倫理面と社会，とくに防犯面）が必要と考えられるので以下の指針を設ける．

1. インターネットを通じて会員や他の人々へ本学会の内容を紹介し，その啓蒙を図るためにホームページを掲載するものであり，本学会の研究分野，教育分野および臨床分野のいっそうの発展に寄与することを目的とするものである．他の目的，例えば記事が商用目的の内容である場合は掲載しない．
2. 一般会員の氏名，住所，電話番号，E-mail等の連絡方法と個人の顔が判明する写真の同時掲載はしない．
3. 学会に関連する建物内部の様子が容易に判明するような図等の掲載は防犯面から差し控える．
4. 著作権，肖像権，知的所有権等の法律や関連条例等に反するもの，公序良俗に反する内容，差別的な記述，動物虐待など道義的内容に問題のある場合は掲載しない．

付則

この規定は，2003年12月30日から施行する．

日本再生歯科医学会認定医制度規則

第1章 総 則

- 第 1 条 本制度は、再生歯科医学の専門知識および臨床技能を有する歯科医師を養成・輩出することにより、医療水準の向上と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 前条の目的を達成するために日本再生歯科医学会（以下「学会」という）は、再生歯科医学治療認定医（以下「認定医」という）の制度を設け、認定医制度の実施に必要な事業を行う。
- 第 3 条 認定医は、再生歯科医学領域における診断と治療のための高い歯科医療技能を修得するとともに、認定医以外の歯科医師または医師からの要請に応じて適切な指示と対応がとれるよう研鑽を図る。

第2章 認定医の条件

- 第 4 条 認定医は、次の各号を全て満たさなければならない。
- (1) 学会学術大会に出席すること。
 - (2) 再生歯科医学に関連する研究活動に参加したり発表を行うこと。
 - (3) 再生歯科医学に関連する領域の疾患の診断および治療を行うこと。なお、上記各号の細目については別に定める。
- 第 5 条 前条にかかわらず、学会が特別に認めた場合には認定医になることができる。

第3章 認定医申請者の資格

- 第 6 条 認定医の資格を申請できるものは、次の各号の全てを満たすことを必要とする。
- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
 - (2) 認定医申請時において、3年以上引きつづき学会の会員歴を有すること。
 - (3) 第 4 条の認定医の各号に掲げる条件を満たすこと。

第4章 認定医の申請

- 第 7 条 認定医の資格を取得しようとする者は、学会に申請し、資格審査を受け認証されなければならない。
- 第 8 条 認定医申請者は、別に定める申請書類を認定手数料と共に学会事務局に提出しなければならない。

第5章 認定医審議委員会

- 第 9 条 認定医としての適否を審査するために、認定医審議委員会（以下「審議会」という）を設置する。

- (1) 審議会は10名以内の委員で構成する。
- (2) 委員は認定医である理事・評議員の中から会長が推薦し、理事会の議を経て理事・評議員会の承認を受ける。
- (3) 委員の任期は2年とし、連続2期までとする。
- (4) 委員長および副委員長各1名を委員の互選により選出する。

第10条 審議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- (1) 資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。その結果は理事会に報告する。
- (2) 審議会は、必要に応じて開催する。

第6章 認定医登録

第11条 審議会の診査に合格した者は、所定の登録料を納入しなければならない。

第12条 学会は前項に基づき認定医登録を行い、合格者に認定証を交付するとともに、再生歯科医学会誌および本学会総会において報告する。

第7章 資格の更新

第13条 認定医は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第14条 認定医の資格更新に当たっては、5年にわたる認定期間の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第15条 資格更新申請者は、別に定める更新申請書類を更新手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第8章 資格の消失

第16条 認定医は、次の各号の条件を欠いたとき、審議会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 認定医資格の更新手続きを行わなかったとき。
- (5) 認定医審議会が認定医として不相当と認めたとき。

第17条 認定医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医の資格を申請することができる。

第9章 補足

第18条 審議会の決定内容に異議のある者は、会長に申し立てることができる。

第19条 この規則の改訂については、理事会、評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

第20条 認定医制度運営に関しては、別に認定医制度運営委員会を設ける。

附則 この規則は、2007年2月1日から施行する。

日本再生歯科医学会認定医制度施行細則

(2007年2月1日)(2017年2月25日一部改正)

第1条 日本再生歯科医学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた条項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第4条の規定に基づく認定医の基本的条件としては、次の各号の要求が満たされなければならない。

- (ア) 認定医申請時に3年以上継続して本学会会員であること。
- (イ) 本学会が主催する学術大会および臨床セミナー・シンポジウム等へ3年間で2回以上出席すること。
- (ウ) 本学会が主催する学術大会において発表(筆頭演者1回を含む)を行うこと。
- (エ) 本学会の機関誌への投稿(筆頭著者1編を含む)を行うこと。
- (オ) 再生歯科医学を活用した診査・診断および治療例のケースプレゼンテーション
 1. 長期症例・・・2症例
 2. 短期症例・・・2症例
 3. なお、症例については別に定める方法により審査(口頭試問)を行う。

第3条 規則第5条に規定する認定医とは、本学会に永年顕著に貢献した会員で、理事会の承認を得た者でなければならない。

第4条 規則第4条を満たし認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

- (ア) 認定医申請書(様式1)
- (イ) 履歴書(様式2)
- (ウ) 歯科医師免許証の写し
- (エ) 学会会員歴証明証(様式3)
- (オ) 学会・臨床セミナー・シンポジウム等出席証明書(様式4)
- (カ) 学会発表および学会誌投稿を証明する書類(様式5)
- (キ) ケースプレゼンテーションの長期症例記録(様式6)
- (ク) ケースプレゼンテーションの短期症例記録(様式7)

第5条 規則第8条、第12条、第16条に定める手数料は次の各号に定める。

- (ア) 認定手数料 1万円
- (イ) 登録料 3万円
- (ウ) 更新手数料 1万円

第6条 前条に定める既納の認定手数料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

- 第7条 認定医の資格の更新に当たっては、認定期間中の5年間に継続して会員資格を有し、なおかつ本学会が主催する学術大会および臨床セミナー等に4回以上出席すること。なお、本学会が主催する学会での発表や機関誌への投稿を上記の参加回数に充てることができる。筆頭、共著は問わない。
- 第8条 認定医の資格を更新しようとする者は、認定医更新申請書（様式8）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。認定医更新の申請は、認定医失効期日の1年前から6ヶ月前までに行わなければならない。
- 第9条 この制度に係る財務は、学会会計から分離した特別会計によって処理する。
- 第10条 この細則の改訂については、認定医審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 第11条 更新時において満63歳以上で、必要な要件を満たしている場合は、認定医更新申請書（様式8）を提出し、終身認定医となることができる。但し、満63歳以上でも認定医申請が初回の場合は、通常の資格申請手続きが必要である。
- 第12条 附則 この細則は、2007年2月1日から施行する。
- 第13条 （2017年2月25日一部改正）

日本再生歯科医学会指導医制度規則

第1章 総則

第1条

本制度は、再生歯科医学の専門知識及び臨床技能によって正しく指導できる歯科医師を育成・輩出することにより、医療水準の向上と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条

前条の目的を達成するために日本再生歯科医学会(以下「学会」という)は、再生歯科医学指導医(以下「指導医」という)の制度を設け、指導医制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 指導医は、再生歯科医学領域において、教育・研究ならびに臨床で指導医以外の歯科医師、医師、薬剤師、獣医師等への適切な指導を行う。

第2章 指導医の条件

第4条 指導医は、次の各号を全てみたさなければならない。

- (1) 学会学術大会に出席すること。
- (2) 再生歯科医学に関連する研究活動に参加、ならびに発表を行うこと。
- (3) 再生歯科医学に関連する教育・研究および臨床の指導活動を行うこと。なお、上記各号の細目については別に定める。

第3章 指導医申請者の資格

第5条 指導医の資格を申請できるものは、次の各号の全てを満たすことを必要とする。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
- (2) 指導医申請時において、5年以上引きつづき学会の会員歴を有すること。
- (3) 第4条の指導医の各号に掲げる条件を満たすこと。

第4章 指導医の申請

第6条 指導医の資格を取得しようとする者は、学会に申請し、資格審査を受け認証されなければならない。

第7条 指導医申請者は、別に定める申請書類を認定手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第5章 指導医審議委員会

第8条 指導医としての適否を審査するために、指導医審議委員会を設置する。

第9条 指導医審議委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員長は学会長とし、副委員長ならびに委員は委員長の指名とする。
3. 委員の任期は2年、連続2期までとし再任可とする。

第 10 条 指導審議委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2. 資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。その結果は理事会に報告する。

3. 指導審議委員会は、必要に応じて開催する。

第 6 章 指導医登録

第 11 条 指導審議委員会の審査に合格したものは、所定の登録料を納入しなければならない。

第 12 条 学会は前項に基づき指導医登録を行い、合格者に指導医認定証を交付するとともに、再生歯科医学会雑誌及び本学会総会等において報告する。

第 7 章 資格の更新

第 13 条 指導医は、5 年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第 14 条 指導医の資格の更新に当たっては、5 年にわたる認定期間の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第 15 条 資格更新申請者は、別に定める更新申請書類を更新手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第 8 章 資格の消失

第 16 条 指導医は、次の各号の条件を欠いたとき、指導医審議委員会の議を経て、その資格を失う。(1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。(2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。

(3) 学会会員の資格を喪失したとき。

(4) 指導医資格の更新手続きを行わなかったとき。

(5) 指導医審議委員会が指導医として不相当と認めたとき。

第 17 条 指導医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び指導医の資格を申請することができる。

第 9 章 補 足

第 18 条 指導医審議委員会の決定内容に異議のある者は、会長に申し立てることができる。

第 19 条 この規則の改訂については、理事会、評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

第 20 条 指導医制度運営に関しては、別に指導医制度運営委員会を設ける。

附則 この規則は、2009 年 9 月末日から施行する。

日本再生歯科医学会指導医制度施行細則

(2009年9月11日)(2017年2月25日一部改正)

第1条 日本再生歯科医学指導医制度規則(以下「規則」という)に定めた条項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第4条の規定に基づく指導医の基本的条件としては、次の各号の要求がすべて満たされなければならない。

(1) 日本再生歯科医学会(以下「学会」という)が催す学術大会・臨床セミナー・シンポジウムへの出席

5年間で4回以上

(2) 学会(本学会の認める学会を含む)発表 4回以上

ただし、本学会主催の学会での発表を2回以上含む

(3) 学会誌(本学会の認める学会誌を含む)投稿 4編以上

ただし、本学会の機関誌での投稿を2編以上含む

(4) 本学会認定医または理事会で承認された歯科医師

(5) 指導医審議委員会が行う指導医試験(口頭試問)の合格者

第3条 指導医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に指導医審査料を添えて学会に提出しなければならない。

(1) 指導医申請書(様式1)

(2) 履歴書(様式2)

(3) 歯科医師免許証の写し

(4) 学会会員歴証明証(様式3)

(5) 学会・セミナー・シンポジウム等出席証明書(様式4)

(6) 学会発表及び学会誌投稿を証明する書類(様式5)

第4条 指導医認定の審査に関する手数料は次の各号に定める。

(1) 認定手数料 1万円

(2) 登録料 3万円

(3) 更新手数料 1万円

第5条 前条に定める既納の認定手数料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第6条 指導医の資格の更新に当たっては、5年間に次の各号における要求をすべて満たさなければならない。

(1) 学会が主催する学術大会およびセミナー等への出席、4回以上

(2) 学会発表または学会誌投稿4回以上

ただし、本学会主催の学会での発表または機関誌への投稿を2回以上含む。筆頭、共著は問わない。

第7条 指導医の資格を更新しようとする者は、指導医更新申請書(様式8)に更新手数料

を添えて学会に提出しなければならない。指導医更新の申請は、指導医失効期日の1年前から6ヶ月前までに行わなければならない。

第8条 本学会が認める学会、学会誌とは再生歯科医学に関するものであり、指導医審査委員会の認めるものをいう。

第9条 この制度に係る財務は、学会会計から分離した特別会計によって処理する。

第10条 この細則の改正については、指導医審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第11条 更新時において満63歳以上で、必要な要件を満たしている場合は、移動医更新申請書（様式8）を提出し、終身指導医となることができる。但し、満63歳以上でも指導医申請が初回の場合は、通常の資格申請手続きが必要である。

附則 この細則は、2009年9月11日から施行する。